

令03原機(科保)077
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 変更の内容

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。

1) 「組織及び職務」に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第4条（保安管理組織）に係る記載を変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第5条（職務）に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第5条（職務）に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。また、当該変更内容を第9条（委員会の庶務）及び第22条（異常を認めた場合の措置）に反映する。
- ④第2種埋設規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、別表第1の記載を変更する。
- ⑤別図第1について、組織改正を反映した図に変更する。

2) 上記1) の変更に伴う第13条（品質マネジメント計画）に関する変更

- ①本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、図4.1の記載を変更する。
- ④その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため、第5条（職務）及び別図第1に係る記載を変更する。また、当該変更内容を第3条（定義）に反映する。

2. 変更の理由

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた廃棄物埋設施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、廃棄物埋設施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

(2) 保安管理部の組織改正に伴う変更

品質保証課と施設安全課を統合して品質保証課とすることにより、研究所における関係法令及び規定の遵守並びに廃棄物埋設施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務に関する業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別 表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

廃棄物埋設施設保安規定

新旧対照表

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「廃棄物埋設施設」とは、廃棄物埋設地をいう。</p> <p>(2) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、保安管理部長及びバックエンド技術部長をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、安全対策課長、<u>施設安全課長</u>、危機管理課長、品質保証課長、高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理技術課長をいう。</p> <p>(5) 「保安活動」とは、廃棄物埋設施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(6) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物埋設施設の設備・機器の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(7) 「施設管理方針」とは、廃棄物埋設施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、第二種埋設規則第6条に定める技術基準に適合する性能を有するよう、維持するために策定する施設管理に関する方針をいう。</p> <p>(8) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき廃棄物埋設施設の施設管理の目標をいう。</p> <p>(9) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために廃棄物埋設施設に策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいう。</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 廃棄物埋設施設の保安管理組織は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「廃棄物埋設施設」とは、廃棄物埋設地をいう。</p> <p>(2) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、保安管理部長及びバックエンド技術部長をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、安全対策課長、危機管理課長、品質保証課長、高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理技術課長をいう。</p> <p>(5) 「保安活動」とは、廃棄物埋設施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(6) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物埋設施設の設備・機器の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(7) 「施設管理方針」とは、廃棄物埋設施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、第二種埋設規則第6条に定める技術基準に適合する性能を有するよう、維持するために策定する施設管理に関する方針をいう。</p> <p>(8) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき廃棄物埋設施設の施設管理の目標をいう。</p> <p>(9) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために廃棄物埋設施設に策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいう。</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 廃棄物埋設施設の保安管理組織は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p>	<p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p> <p>本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(職務)</p> <p>第5条 廃棄物埋設施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物埋設施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物埋設施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p><u>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整に関する業務を行うとともに、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 契約部長は、廃棄物埋設施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(5) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(6) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 保安管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査(安全・核セキュリティ統括部長所掌業務を除く。)、その他保安に関する調整業務を行い、安全対策課長、<u>施設安全課長</u>、危機管理課長及び品質保証課長が行う業務を統括する。</p> <p>(8) 安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務を行う。</p> <p><u>(9) 施設安全課長は、この規定の実施の統括並びに関係法令及び規定の遵守に係る事務に関する業務を行う。</u></p> <p>(10) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 廃棄物埋設施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物埋設施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物埋設施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p><u>(3) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理するとともに、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 安全管理部長は、原子力科学研究所の廃棄物埋設施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) 契約部長は、廃棄物埋設施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統理するとともに、原子力科学研究所の管理責任者として「第13条 5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(7) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 保安管理部長は、原子力科学研究所長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査(安全管理部長所掌業務を除く。)、その他保安に関する調整業務を行い、安全対策課長、危機管理課長及び品質保証課長が行う業務を統括する。</p> <p>(9) 安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(10) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき措置の事務及び異常時の通報に関する業務を行う。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するとともに、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>号番号の繰下げ(以下同じ)</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するとともに、「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p> <p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(11) 品質保証課長は、廃棄物埋施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、放射性廃棄物管理技術課長及び高減容処理技術課長の行う業務を統括する。</p> <p>(13) 放射性廃棄物管理技術課長は、施設管理者として、廃棄物埋施設の保安、廃棄物埋施設に立入る者に係る保安措置、検査及び試験並びに地下水の測定に関する業務を行う。また、別表第2に規定する記録の保存に関する業務を行う。</p> <p>(14) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>第2節 委員会 第6条 ～ 第8条の2 (省略)</p> <p>(委員会の庶務) 第9条 中央安全審査・品質保証委員会の庶務は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>が行う。 2 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務は、品質保証課長が行う。</p> <p>第3節 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画) 第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。 2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>(11) 品質保証課長は、<u>廃棄物埋施設における関係法令及び規定の遵守に係る事務</u>、廃棄物埋施設に関する品質マネジメント活動の統括に係る事務並びに原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) バックエンド技術部長は、施設管理統括者として、放射性廃棄物管理技術課長及び高減容処理技術課長の行う業務を統括する。</p> <p>(13) 放射性廃棄物管理技術課長は、施設管理者として、廃棄物埋施設の保安、廃棄物埋施設に立入る者に係る保安措置、検査及び試験並びに地下水の測定に関する業務を行う。また、別表第2に規定する記録の保存に関する業務を行う。</p> <p>(14) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>第2節 委員会 第6条 ～ 第8条の2 (変更なし)</p> <p>(委員会の庶務) 第9条 中央安全審査・品質保証委員会の庶務は、<u>安全管理部長</u>が行う。 2 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の庶務は、品質保証課長が行う。</p> <p>第3節 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画) 第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。 2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>「施設安全課長」の職務を「品質保証課長」に移管するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>1. 目的（省略）</p> <p>2. 適用範囲（省略）</p> <p>3. 定義（省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般（省略）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル（省略）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p>	<p>1. 目的（変更なし）</p> <p>2. 適用範囲（変更なし）</p> <p>3. 定義（変更なし）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（変更なし）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般（変更なし）</p> <p>4.2.2 品質マニュアル（変更なし）</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理をする。</p> <p>i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与（省略）</p> <p>5.2 原子力の安全の重視（省略）</p> <p>5.3 品質方針（省略）</p> <p>5.4 計画（省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限（省略）</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、原子力科学研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において、次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p>	<p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理をする。</p> <p>i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、原子力科学研究所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与（変更なし）</p> <p>5.2 原子力の安全の重視（変更なし）</p> <p>5.3 品質方針（変更なし）</p> <p>5.4 計画（変更なし）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限（変更なし）</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、原子力科学研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において、次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者（省略）</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション（省略）</p> <p>5.6 マネジメントレビュー（省略）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p>	<p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者（変更なし）</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション（変更なし）</p> <p>5.6 マネジメントレビュー（変更なし）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p>	<p>資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (省略)</p> <p>6.4 作業環境 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力科学研究所長及び部長は、廃棄物埋設施設の保守管理、異常時の通報等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を表4.2.1のとおり策定する。</p> <p>(2) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・廃棄物埋設施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物埋設施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・廃棄物埋設施設のための検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの</p>	<p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力科学研究所長及び部長は、廃棄物埋設施設の保守管理、異常時の通報等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を表4.2.1のとおり策定する。</p> <p>(2) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長、危機管理課長及び放射性廃棄物管理技術課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・廃棄物埋設施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物埋設施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・廃棄物埋設施設のための検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物埋施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長は、本部において廃棄物埋施設の保安活動を支援する<u>その他業務</u>がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に関するプロセス (省略)</p> <p>7.3 設計・開発 (省略)</p> <p>7.4 調達 (省略)</p> <p>7.5 業務の実施 (省略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション</p>	<p>合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物埋施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、契約部長は、本部において廃棄物埋施設の保安活動を支援する<u>その他業務</u>がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋施設に対する要求事項に関するプロセス (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3参照) により</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(7.2.3 参照) により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び原子力科学研究所長は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p>	<p>入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び原子力科学研究所長は、不適合の処理に関する管理 (関連する管理者に不適合を報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物埋設施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p>	<p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 原子力科学研究所長は、廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>b) 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物埋設施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び原子力科学研究所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切</p>	<p>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び原子力科学研究所長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>b) 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び原子力科学研究所長は、他の廃棄物埋設施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄物埋設事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び原子力科学研究所長は、他の廃棄物埋設施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、原子力科学研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄物埋設事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前		変更後		備考
区分	国民 (規制当局)	国民 (規制当局)	国民 (規制当局)	
計画段階 (Plan)	原子力安全	原子力安全	原子力安全	
実施段階 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> ・規制要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制要求等 ・申請に関する説明 ・その他説明 	
評価段階 (Check)	<p>不適合の重要度に応じて報告</p>	<p>不適合の重要度に応じて報告</p>	<p>不適合の重要度に応じて報告</p>	
改善段階 (Act)	<p>5.6 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	<p>5.6 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	<p>5.6 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	
理事長	<p>4.2 文書化に関する要求事項(文書の承認、記録の作成)</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>6.2 人的資源</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項(文書の承認、記録の作成)</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>6.2 人的資源</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項(文書の承認、記録の作成)</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>6.2 人的資源</p>	
管理責任者 (本部、監査プロセ ス、原子力科学研 究所)	<p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 評価能力</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び調整</p>	<p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 評価能力</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び調整</p>	<p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.2.2 評価能力</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び調整</p>	
統括監査の職	<p>8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 予防処置</p>	<p>8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 予防処置</p>	<p>8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 予防処置</p>	
安全管理部長、 契約部長	<p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機能及び測定機器の管理</p>	<p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機能及び測定機器の管理</p>	<p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2 業務・廃棄物埋設施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機能及び測定機器の管理</p>	
原子力科学研究所各部署	<p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業者</p> <p>8.2.4 検査及び試験 8.3.1 不適合管理 8.3.2 是正処置等 8.3.3 予防処置</p>	<p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業者</p> <p>8.2.4 検査及び試験 8.3.1 不適合管理 8.3.2 是正処置等 8.3.3 予防処置</p>	<p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業者</p> <p>8.2.4 検査及び試験 8.3.1 不適合管理 8.3.2 是正処置等 8.3.3 予防処置</p>	
安全管理部長、 契約部長	<p>8.4.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.4.2 評価能力</p> <p>8.4.3 プロセスの監視及び調整</p>	<p>8.4.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.4.2 評価能力</p> <p>8.4.3 プロセスの監視及び調整</p>	<p>8.4.1 組織の外部の者の意見</p> <p>8.4.2 評価能力</p> <p>8.4.3 プロセスの監視及び調整</p>	
原子力科学研究所各部署	<p>8.4.4 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	<p>8.4.4 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	<p>8.4.4 再検証/レビュー 8.5.1 継続的改善</p>	

「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため記載の適正化

記載の適正化

図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

原子力科学研究所廃棄物施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					備考
図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (省略) 表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし) 表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	廃棄物施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	4.2.2	品質マニュアル	廃棄物施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	
4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A01	4.2.3	文書管理	文書及び記録管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A01	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420	4.2.4	記録の管理	原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420	
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420			保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420	
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420			バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420	
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A09	5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A09	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510			原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510	
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A11	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A11	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540			原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540	
5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A04	5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	<u>安全管理部長</u>	QS-A04	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550			原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550	
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552			原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552	
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	
6.2.2	力量、教育・訓練	教育訓練管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A07	6.2.2	力量、教育・訓練	教育訓練管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A07	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					備考
	及び認識	保安管理部教育・訓練管理要領 (埋設施設)	保安管理部長	(科保) DQAM-620		及び認識	保安管理部教育・訓練管理要領 (埋設施設)	保安管理部長	(科保) DQAM-620	「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため
		バックエンド技術部教育訓練管理要領 (埋設施設)	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-620			バックエンド技術部教育訓練管理要領 (埋設施設)	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-620	
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A12	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A12	
		原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714	
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716	
		保安管理部廃棄物埋設施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710			保安管理部廃棄物埋設施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710	
		バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710			バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	
		バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710			バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	
8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>	QS-A03	8.3	不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	<u>安全管理部長</u>	QS-A03	
8.5.2					8.5.2					
8.5.3	是正処置等	原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	8.5.3	是正処置等	原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前				変更後				備考
	未然防止	処置要領			未然防止	処置要領		
	処置	原子力科学研究所水平展開要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-850	処置	原子力科学研究所水平展開要領	原子力科学研究所長 (科)QAM-850	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第4章 (省略)</p> <p>第5章 (削除)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 事前の措置 (省略)</p> <p>第2節 異常時の措置</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>(異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理技術課長は、第17条の巡視の結果異常を認めたとき又は異常が発生した旨の通報を受けたときは、施設内に居る者に対する避難誘導を行うとともに、その原因及び状況を調査し、第18条に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理技術課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物埋設施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、バックエンド技術部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物埋設施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、廃棄物埋設地周辺の土壌等を採取し、放射性物質の濃度を測定し、その異常が廃棄物埋設施設の保安に重大な影響を及ぼすと認めたときは、原子力科学研究所長に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、異常の通報を受けた場合において、その異常が別に定める事故異常時の通報連絡に関する規定の定める事象に該当するときは、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 (省略)</p> <p>第7章 ～ 第9章 (省略)</p>	<p>第4章 (変更なし)</p> <p>第5章 (削除)</p> <p>第6章 異常時の措置 第1節 事前の措置 (変更なし)</p> <p>第2節 異常時の措置</p> <p>第21条 (変更なし)</p> <p>(異常を認めた場合の措置)</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理技術課長は、第17条の巡視の結果異常を認めたとき又は異常が発生した旨の通報を受けたときは、施設内に居る者に対する避難誘導を行うとともに、その原因及び状況を調査し、第18条に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理技術課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物埋設施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、バックエンド技術部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物埋設施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、廃棄物埋設地周辺の土壌等を採取し、放射性物質の濃度を測定し、その異常が廃棄物埋設施設の保安に重大な影響を及ぼすと認めたときは、原子力科学研究所長に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 原子力科学研究所長は、異常の通報を受けた場合において、その異常が別に定める事故異常時の通報連絡に関する規定の定める事象に該当するときは、<u>安全管理部長</u>に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 (変更なし)</p> <p>第7章 ～ 第9章 (変更なし)</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更することに伴い通報先を変更するため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前				変更後				備考
別表第1 保全段階の記録及び保存				別表第1 保全段階の記録及び保存				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	
1. 施設管理に係る記録 イ. 廃棄物埋設施設の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	放射性廃棄物管理技術課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。））	1. 施設管理に係る記録 イ. 廃棄物埋設施設の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	放射性廃棄物管理技術課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。））	
ロ. 廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	バックエンド技術部長	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ロ. 廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	バックエンド技術部長	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録 イ. 廃棄物埋設地近傍の地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	2. 放射線管理記録 イ. 廃棄物埋設地近傍の地下水中の放射性物質の濃度	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
3. 降雨記録 イ. 降雨量	連続して	放射性廃棄物管理技術課長	1年間	3. 降雨記録 イ. 降雨量	連続して	放射性廃棄物管理技術課長	1年間	
ロ. 1月間についての積算降雨量	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 1月間についての積算降雨量	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
4. 地下水の水位	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	4. 地下水の水位	毎月1回	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
5. 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況（前2号に掲げるものを除く。）	監視の都度	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	5. 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況（前2号に掲げるものを除く。）	監視の都度	放射性廃棄物管理技術課長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
6. 廃棄物埋設施設の事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	6. 廃棄物埋設施設の事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ハ. 事故の原因	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ハ. 事故の原因	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ニ. 事故後の処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ニ. 事故後の処置	その都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
7. 第二種埋設規則第13条の3の品質マネジメントシステムに関する文書及び品				7. 第二種埋設規則第13条の3の品質マネジメントシステムに関する文書及び品				

原子力科学研究所廃棄物施設保安規定 新旧対照表

変更前				変更後				備考
質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） (1) 品質マネジメント計画に関する文書（表4.2.1に示す文書） (2) 品質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ① レビュー ② 教育及び訓練の記録 ③ 四半期ごとの業務報告 ④ 設計へのインプットの記録 ⑤ 設計の適切性の記録 ⑥ 設計のレビューの記録 ⑦ 設計の検証の記録 ⑧ 設計の妥当性確認の記録 ⑨ 設計の変更の記録 ⑩ 受注者の審査結果の記録 ⑪ 業務に関するプロセスの妥当性確認記録 ⑫ トレーサビリティに関する記録 ⑬ 組織外の所有物に関する記録 ⑭ 監査の結果の記録 ⑮ 検査及び試験に関する記録 ⑯ 不適合の結果の記録 ⑰ 是正処置の結果の記録 ⑱ 未然防止処置の結果の記録	当該文書の変更の都度	安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長及び部長	当該文書の変更後5年が経過するまでの期間	質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） (1) 品質マネジメント計画に関する文書（表4.2.1に示す文書） (2) 品質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 ① レビュー ② 教育及び訓練の記録 ③ 四半期ごとの業務報告 ④ 設計へのインプットの記録 ⑤ 設計の適切性の記録 ⑥ 設計のレビューの記録 ⑦ 設計の検証の記録 ⑧ 設計の妥当性確認の記録 ⑨ 設計の変更の記録 ⑩ 受注者の審査結果の記録 ⑪ 業務に関するプロセスの妥当性確認記録 ⑫ トレーサビリティに関する記録 ⑬ 組織外の所有物に関する記録 ⑭ 監査の結果の記録 ⑮ 検査及び試験に関する記録 ⑯ 不適合の結果の記録 ⑰ 是正処置の結果の記録 ⑱ 未然防止処置の結果の記録	当該文書の変更の都度	安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所長及び部長	当該文書の変更後5年が経過するまでの期間	第2種埋設規則に基づく記録に係る記録責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
	当該文書の変更の都度	本部の管理責任者部長 バックエンド技術部長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 統括監査の職 放射性廃棄物管理技術課長 課長 課長 課長	当該記録の作成後5年が経過するまでの期間		当該文書の変更の都度	本部の管理責任者部長 バックエンド技術部長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 放射性廃棄物管理技術課長 統括監査の職 放射性廃棄物管理技術課長 課長 課長	当該記録の作成後5年が経過するまでの期間	
8. 定期的な評価の結果 イ. 定期的な評価の結果	評価の都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	8. 定期的な評価の結果 イ. 定期的な評価の結果	評価の都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	第2種埋設規則に基づく記録に係る記録責任者について、「安全・核セキュリティ
ロ. 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ. 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	バックエンド技術部長	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
9. 委員会に関する記録 イ. 中央安全審査・品質保証委員会の議事録	開催の都度	安全・核セキュリティ統括部長	5年間	9. 委員会に関する記録 イ. 中央安全審査・品質保証委員会の議事録	開催の都度	安全管理部長	5年間	
ロ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	ロ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前				変更後				備考
ハ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	ハ. 原子炉施設等安全審査委員会の議事録	開催の都度	品質保証課長	5年間	統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
10. 保安教育の記録				10. 保安教育の記録				
イ. 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間	イ. 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間	
ロ. 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間	ロ. 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間	
ハ. 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間	ハ. 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間	
別表第2 埋設段階の記録の保存 (省略)				別表第2 埋設段階の記録の保存 (変更なし)				
別表第3 廃棄物埋設施設の管理を行う者の保安教育実施方針 (省略)				別表第3 廃棄物埋設施設の管理を行う者の保安教育実施方針 (変更なし)				

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設の保安管理組織図</p> <p>別図第2 埋設保全区域 (省略)</p> <p>別記標識第1 (省略)</p>	<p>別図第1 原子力科学研究所の廃棄物埋設施設の保安管理組織図</p> <p>別図第2 埋設保全区域 (変更なし)</p> <p>別記標識第1 (変更なし)</p>	<p>組織改正を反映した図に変更するため</p> <p>組織改正を反映した図に変更するため</p>